

現代韓国における自然葬の文脈

田中 悟*

I はじめに

本論は、現代韓国のいわゆる「葬墓文化」研究における「自然葬」の位置づけを概観し、その歴史的な文脈と現代的な意味合いについて考察を進めようとするものである。手順としては、考察の手がかりとすべく、葬墓に関する韓国国内の研究をまず取り上げ、その議論の筋道を追うことで、韓国における「自然葬」をめぐる議論の主要論点を整理する。その上で、日本における「自然葬」の議論を参照しながら、「自然葬」の意味付けに関する韓国的な特性について考えていきたい。

II 韓国の葬墓研究に見る「自然葬」の論点

本章では、現代韓国における「葬墓文化」の変遷および「自然葬」の問題を正面から取り上げて考察を加えている3本の研究論文を題材とし、その議論の内容を概観することによって、そこで論じられている主要な論点について整理を加える。

1. チョドクヨン・イムイテク「大韓民国葬墓制度に関する研究」(2009)

『韓国地籍情報学会誌』第11巻第1号(2009)に掲載されたチョドクヨン・イムイテク「大韓民国葬墓制度に関する研究」は、韓国のいわゆる「葬墓文化」の変遷過程を踏まえた上で、葬墓制度の現況と問題点を論じ、その改善案について論じた研究である。

この論文は、冒頭において「大韓民国の葬墓制度は、長い歴史の間、祖先崇拜思想と儒教思想の影響を受けて……埋葬(土葬)文化

* 神戸大学大学院国際協力研究科特命助教

が主をなしていたが、産業化過程を経て情報化社会・核家族化社会に突入し、埋葬（土葬）文化が火葬文化に取って代わっている¹という現状認識を述べ、土葬から火葬へという「葬墓文化」の変化を指摘する。「埋葬（土葬）文化」はそこで、現代韓国社会における「深刻な社会問題」と位置づけられている。

土葬が社会問題となる理路については、次のように整理される。

……限定された土地空間において人口と経済規模が大きくなる状況で、墓地活用面積が一定水準で統制されないならば、土地空間を占める埋葬（土葬）の葬墓慣習は、到来時点の差はあっても、いつかは必然的に土地不足という問題にぶつかなければならない限界性を持っている²。

一部山間地域を除いて、墓地需給の側面で土地の不足は限界に到達し、伝統的な慣習を維持することは難しい。一方で、葬墓施設は嫌悪もしくは忌避すべきものと認識されていて、新增設が難しいのが現状であり、「葬墓制度改善の必要性は皆が認めながらも、どのようにすべきかに対しては価値観が確立できず、混乱した状況である³。

このような問題点を指摘しながら、この論文は、韓国の葬墓制度が持つ特性についてその歴史の変遷過程を明らかにしたうえで、葬墓関連法規の問題点を検討し、新しい制度確立に向けての代案を模索するという構成をとっている。

葬墓制度の歴史の変遷過程については、生前の生活が死後も維持されると信じられた古代から、儒教に基づく葬礼慣習が普及した朝鮮時代、植民地政策の一環として公設墓地制度や火葬場制度が導入されながらも儒林などの反対によって挫折し、既存の墓地制度が温存された植民地時代、その「日帝」の制度をそのまま維持しつつ、1961年の「埋葬及び墓地等に関する法律」の制定以降、法改正を重ねながら社会環境の変化に対応しようとした現代韓国、といった時代ごとの変遷が整理され、今日では埋葬（土葬）よりも火葬が主流となっていることが指摘される。このような変遷を経てきた現代の葬礼慣行については、「多様な宗教が存在する多元化社会における新しい公共的葬礼の意味を確立する必要がある」一方で、先代の来世観などに基づく明堂⁴ 選好思想や豪華墳墓・祖先崇拜・形式的な葬礼手続きなども依然持続しているとされる。このような中で、「葬礼文化の社会的課題」とされるのは、「健全葬礼モデルの開発・伝統葬礼の保存・公共的保健衛生を確立すること」といった諸点である⁵。

そこで、次に取り上げられるのは、葬墓制度の現況および問題点である。

韓国の葬墓制度の大きな特徴の一つとしてこの論文が挙げているのが、「過去の伝統的な葬法である埋葬（土葬）を抑制して、代わりに火葬および散骨・納骨を奨励すること」である。その根拠となる法律は、2000年に入り、旧来の法律に代わって新たに制定された「葬事等に関する法律」であり、この法律

のもとで火葬率は2002年の42.6%から2007年の58.9%まで、順調に上昇を見せている⁶。

このように、火葬の普及という点で貢献していると思われる「葬事に関する法律」であるが、その問題点も数多く指摘されている。

この論文に挙げられているのは、次の7項目である。

1. 法執行上の問題：現行法をそのまま適用すれば、現存するほとんどの個人埋葬（土葬）墓地や納骨墓は不法となるが故に、不法墓地が法の適用を受けることはきわめて少なく、法と現実との乖離が深刻である。
2. 基準面積の広さと使用期間の長さ：外国の事例と比較して、規定された墓地面積（10㎡）が広く、墓地使用期間（最長60年）が長い。
3. 葬事行政に対する共感の不足：法律が規定する墓地設置における申告や許可に対する認識が不十分である上に、行政機関までが不法墓地を含む慣行に依存し、法の執行に消極姿勢を示すことすらある。
4. 納骨施設の自然環境毀損への認識不足：埋葬（土葬）墓の維持管理や林野の購入資金の不足から登場してきた火葬による納骨墓は、かえって周辺環境と調和することが容易でなく、国土毀損の深刻な原因となっている。
5. 不法・無縁墳墓に対する管理不十分：個人私有地に任意に設置される不法墓地の統制・管理が不十分であるだけでなく、

実態調査さえ不十分であり、地方自治体による集団墓地の中長期的な需給計画の策定もままならないのが現状である。

6. 改葬以後の復元作業の問題：埋葬（土葬）された墓を火葬墓に改葬する際に、無申告で不法に行なわれることが多く、統制や把握ができていないだけでなく、改葬後の墳墓周辺を復元・緑化する義務化規定がなく、放置されていることが多い。

7. 火葬施設の不足：葬墓施設は一般に嫌悪施設ないしは忌避施設として認識されており、新設事業が反対に直面して頓挫する例が少なくない。そのため、火葬場施設が不足し、地域外住民には高額の使用料金を請求するなどしており、火葬が活性化されずにいる。

こうした指摘は、必ずしも網羅的とは言えないが、葬墓制度に関わって現代韓国で問題となっている課題のかなりの部分を列挙・指摘していると言えよう。これらの諸点を確認した上で提案される改善案は、「葬事等に関する法律」に対する改正案を含めて次の7点となっている。

1. 埋葬（土葬）制度の改善：墓地設置期間が15年で、15年単位で3回延長することができる制度を改め、15年単位で1回限り延長可能としたうえで、納骨もしくは散骨することを義務づける。また、墓地設置後30日以内に申告すると定められている規定を事前許可制に改める。
2. 総合病院への火葬施設の設置：嫌悪施

設と認識される火葬施設の需要を満たすため、国公立の総合病院内の火葬場設置を可能とするよう、法を改正する。

3. 火葬場の安置室⁷および霊柩車両の冷蔵施設の義務化：死体の腐敗という衛生管理の問題への対応として、火葬場内と霊柩車両とに冷蔵施設を備えさせる。
4. 火葬文化に対する全面的な支援制度の導入：火葬時には費用の全額を国と地方自治体とで支援するといった制度を整える。
5. 既存墓地の公園化推進：埋葬（土葬）期間の過ぎた既存墓地は、遺骨を火葬して納骨または散骨し、別途の公園計画を立てて、埋骨した場に樹木を植えて樹木葬に転換し、教育の場として活用する。
6. 不法墳墓に対する行政統制の強化：個人墓地を林野・田畑などに設置するときには長期間墓地として利用することに伴う負担金を賦課し、埋葬の事後申告制を改めて埋葬申告の脱落を防止する。また、死亡から葬礼・死亡申告の時までの手続きを行政的に統制できるよう、一枚のカードで整理し、管理が可能となるようなシステムを整備する。
7. サイバー葬施設の利用：サイバー空間上に現実世界と同じような地形地物を配置し、伝統的な風水地理説に合わせた背山臨水の秀麗な環境と、伝統的な封墳型墳墓をアニメーションで作し、封墳の芝を育てられたり、命日や誕生日・名節などには「訪問」して墓地を整え、「墓

参り」もできたりするようにする。

そしてこの論文は、結論部分において、上記の諸点を確認するとともに、社会指導層による「火葬遺言を残す運動」⁸などの火葬奨励政策を積極的に推進し、火葬文化に対する積極的な支援策を講じて、これらの提案を、伝統的葬意と急変する現代社会の生活様式との間で混乱を見せている過渡期において、新しい価値観と社会環境の変化に対応した普遍的な葬意モデルを目指すものと位置づけている。

以上、チョドクヨン・イムイテクの論文について概観してきた。この論文は、2009年時点において韓国の葬意にまつわる文化と制度の問題点を幅広く取り上げ、それを受ける形で改善案を列挙している。そこで提案された内容は、（総合病院内への火葬場設置案⁹のように）現在、必ずしも実現しているわけではない。だが、土葬から火葬への移行期において発生した諸問題の特定とそれに対する積極的な対策、そして新しい葬意モデルの確立に向けた試みとして、本論文は肯定的に評価することができるだろう。

2. 安佑煥「葬意文化の変化にともなう自然葬の研究」(2009)

次に取り上げる、『浄土学研究』第12輯(2009)に掲載された安佑煥「葬意文化の変化にともなう自然葬の研究」は、先のチョドクヨン・イムイテクの研究で論じられた現代韓国における葬意文化の変遷の結果として登場し、注目されている葬法である「自然葬」

をその主題として取り上げ、その定義と理論、また韓国における自然葬の現状と将来的な発展の方策について論じている。

まず、自然葬の定義について安は、今日的な新しい潮流としての現代的葬法であるとしたうえで、概念としては確定しておらず、国ごとに少しずつ異なった意味で使われていることを指摘する。例えばヨーロッパでは、樹木や草花・芝生などの下に撒いたり埋めたりする形態（埋葬）を意味する一方、日本ではより広く、山や川に撒く形態（散骨）まで含んでいるとされる。また、自然葬の基本精神として、(1) 自然から生まれて来た以上は自然に戻ろうという素朴な死への自然回帰精神、(2) 墓制による自然破壊を改める自然環境保護の2点を挙げ、墓を使わず、標識を作らないことが、その基本精神の具体的表現であるとされる。

以上の点を確認したうえで、自然葬の主要な骨子として、次の3点が示される¹⁰。

1. 火葬を基本前提とする。
2. 散骨であれ埋葬であれ、自然物に委託している。
3. 環境破壊を最小化している。

ひるがえって韓国では、2008年、「葬事等に関する法律」改正にもなっており、「自然葬」が法的な用語として定義された。具体的には、第2条第3項がそれに該当する。

第2条（定義）この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

3. 「自然葬」とは、火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝生などの下や

周辺に埋め、葬ることを指す。

ただし、安によれば、それ以前に同様の葬法が存在しなかったわけではなく、それは「散骨」という用語で通用していたとされる。散骨は、悪喪¹¹の場合、結婚をしなかった未成年者、子供がない者などの死を、「疾しさのある死」として特別に取り扱い、火葬して散骨する慣習として知られていたものである¹²。

このような慣習が、「自然葬」となって制度的に導入されるという変化の背景には、今日のグローバル社会・情報化社会を迎えて急変する社会の変化がある、と安は指摘する。すなわち、「社会的関係と価値との相互作用を通じて、制度に変化が及ぼされ、制度はまた価値を強化したり既存の価値と衝突を起こしたりして、社会的関係に影響を及ぼす」¹³のであり、自然葬の導入過程においても、人間関係や価値形成、また生の様式の変化が指摘できるはずである。

この点において、現行の「葬事等に関する法律」における定義は、火葬遺骨を埋めること（埋葬）のみに言及し、撒くこと（散骨）には言及していないことは示唆的である。つまりここからは、現代韓国の自然葬は、先に見た悪喪のような伝統的観念よりも、1990年代に世界各地で始まった自然葬との導入との関連性のほうが強い、ということが、可能性として読み取れるのである¹⁴。

であるとすれば、現代韓国においては、主として自然環境に配慮した「親環境的」方法として、自然葬が意味づけられていると見な

しうるだろう。そのような自然葬の精神からすれば、何の標識もなく散骨することが、実は最も適合的な形態であるという結論になるはずである。

しかし現行法は、自然葬に対して「自然葬地」を定め、制限的に定められた特定の施設に遺骨を埋葬することを想定している¹⁵。こうした規定からは、土葬から火葬へという葬法の変化の過程で誕生した、従来は土葬墓であった敷地に火葬遺骨を納める石造の納骨墓を建てるという様式を単純に自然物に置き換えたものが、韓国の「自然葬」である、という関連性を見ることが可能であると思われる¹⁶。

こうした変化の流れを理解するためには、制度的変化の背景としての社会的変化に改めて注目することが必要であると思われる。

喪葬儀礼の変化は、近代化と産業化によって生じた社会的変化に由来する。そのような社会的変化に着目すれば、韓国では、自然観・世界観といった哲学的・倫理的な問題を

論じる以前に、都市化や核家族化による墓の継承の困難、あるいは墓地不足・火葬場不足といった社会問題から、自然葬の導入が制度的に要請されていると言えよう。この点について安は、社会的変化と環境の変化という二側面から、制度的変化の背景の読み解きを試みている。

韓国の場合、喪葬礼全般に途方もない変化が起きているが、特に時間・空間的に変化がすべて起きた。その変化の核心は、短縮・効率と便利さが、底辺にあることを確認できるが、このような現象は産業社会の特徴的要素だと言える。……我が国の場合、生態環境の問題が1980年代以後から活発に議論されているが、環境問題が文明批判のように広範囲で体系的な議論として議論されるよりも、より小さな日常生活周辺の環境改善、あるいは実践の問題としてアプローチする傾向を見せている。このような現象は、巨大な議論である環境と生態の間



写真1 自然葬地（ソウル市立龍尾里第1墓地内、2010年1月23日、著者撮影）



写真2 石造の納骨墓（釜山市・白雲公園内、2010年12月27日、著者撮影）

題が、より小さい生活改善運動程度のものとして、その意味と限界とが大幅に縮小されるという副作用も産んでいる¹⁷。

(IV章「1. 社会的変化」)

我が国の場合は、この葬法に対して先に社会的合意を経たというよりも、政策的な側面で、葬事施設の限界と利己的な地域主義によるNIMBY現象のような行政的な困難から、代案として出てきた葬法だ。したがって、私たちの社会が直面した葬事施設の限界と行政的な限界状況とにおいて変形受容され、制度整備が先行した状況だ¹⁸。

韓国で自然葬という制度の新設にまで到達することになった過程を見ても、社会的要求や合意による、新しい葬法の試み、多様な死とその後の問題といった点に関する十分な社会的摸索といったものとは距離が遠い。このような過程を経る時間が与えられなかったというのが、最も大きい問題であろう。墓地難、過度な石物の奉安方式、火葬施設に対するNIMBY現象まで、すべての条件が、私たちの環境が受容できる限界状況に至っているためだ¹⁹。

(以上、IV章「2. 環境的变化」)

ここに見られるような、韓国社会における「日常生活レベルの問題、行政的な問題の解決策としての自然葬」という位置づけは、論文著者である安自身が実施したアンケート調査によっても裏付けられている。特徴的な調

査結果として、次のようなものが目に付く。

- ・自然葬が他の葬法よりよいと考える理由として、「国土の効率的活用」が最も多い(51.4%)。
- ・韓国人が自然葬で期待することに、「頻繁に訪れることができる空間(アクセシビリティ 29%、距離 17.4%)」が挙がる一方で、「快適な空間で森が美しいこと」(28.7%)も挙がる。
- ・便宜施設²⁰に対するニーズが比較的高い(24.5%)。

これらの内容を総合すれば、「市民が望む自然葬の最終的な姿」が明らかになる。ここで見逃すことができないのが、便宜施設へのニーズである。そこで優先されるのは、参拝する生者にとっての利便性であり、「自然環境保護」という観点は、優先されないといい。国土の効率的な活用と、生者の生活環境への死の空間の編入のために、自然葬が行なわれる場所は、アクセスに便利で快適な空間でなければならない、便宜施設を伴って「造成」される存在として位置づけられるのである。

以上の質問結果を基にすれば、市民が望む自然葬の最終的な姿としては、都市近郊の景観がよい位置において、休息と追慕の機能を一緒に持った空間を要求されるということが明らかになる。これは、自然葬施設を用意する時、最優先に考慮しなければならない点だ。また、そこにはある程度の便宜施設まであることが望まれる。これは、

死んで行かなければならない場所、あるいは単純な追慕の森としての空間ではなく、生きている人が日常にいて享有できる複合的で文化的な空間として活用されることを望むということだ²¹。

もちろん、それは自然環境保護を顧みないということの意味するわけではない。しかし、アクセスや訪問者の便宜を優先するその傾向は、利便性を犠牲にしてでも自然環境保護を優先するものとは言い難い。そのことは、安が提示する「韓国型自然葬モデル」を見たとき、さらに明らかとなる。個人型、門中・宗

中型、総合型と規模別に類型化されたモデルは、アクセス道路や駐車場・トイレなどの便宜施設の設置と、自然の森林を生かすことのない大規模な造成を前提としたものとなっており、自然葬というよりもむしろ、従来の墓地の再整備・公園化事業と見ることも不可能ではない。とすればそれは、公園施設を兼ねた「複合的な葬事文化施設」として、また「公共福祉施設として都市施設の一部」に位置づけられることを目指しているのかもしれない。

とすれば、この論文でイメージされている「自然葬」を突き詰めてみれば、「墓碑などの



第1図 自然葬造成モデルの例 (出典：安佑煥、331頁)

石造人工物を排除して遺骨を埋めること」というほどの内容しか残っていない、ということにもなるだろう。

3. キムギョンレ「墓地の価値に関する研究」 (2010)

続いて取り上げるのは、『保健福祉フォーラム』第167号(2010)に掲載されたキムギョンレ「墓地の価値に関する研究」である。これは、墓地によって蚕食されている国土の価値の試算を試みるという論考であり、墓地による国土の蚕食予防策の一つとして自然葬を位置づけるものである。

これまでも見てきたとおり、墓地による国土の蚕食——墓地造成による国土の毀損と国土利用の非効率性の問題は、現代韓国において常に議論されることとなっている。これについては、2001年の葬事法全面改正（主な内容として、墳墓の占有許容面積の縮小・時限付き埋葬制の導入）や、2008年の法改正による「自然葬」導入によって解決が図られてきたが、依然として問題は残っている。

時限付き埋葬制が導入されて以後、設置された墳墓の場合には、基本15年の設置許容期間があり、以後3回まで延長が可能で、合計60年まで使うことができる。しかし時限付き埋葬制の適用を受けない墓地は、改葬に関する適法権限を持った者が改葬措置をしない以上、ほとんど永久に墓地状態で存続することになる。したがって、すでに設置されたり今後設置されたりする

墓地は、準永久的に、もしくは数十年の間、土地の価値が蚕食された状態で存在することになる²²。

こうした問題の存在を確認した上で、個別および全体の墓地の価値を試算し、「墓地が蚕食している国土の価値」を算出する、というのが、キムがこの研究で試みたことである。

韓国全土に広がる墓地の価値を、どのように評価するのか。キムは、具体的な試算において、交換価値（地価）はひとまず排除し、効用面での純粋な使用価値のみを計算することとしている。これは、用途地域の指定や地域的な位置によって大きく差が出るうえに、単位面積ではなく筆地当たりで公示されている地価をもとにして墓地全体の単位面積当たり地価を算出することが困難なためである。

そして、林野・田畑の単位面積当たりの公益的価値および経済的価値が試算される。途中の計算を省略して結論のみを述べれば²³、2009年における山林の公益的価値²⁴は74兆3,094億ウォン、林産物総生産額で置き換えられる山林の使用価値としての経済的価値は2009年度において4兆8,314億ウォンである。同年の地籍公簿上の総山林面積64,545平方メートルであるから、山林1平方メートル当たりの公益・経済的価値は1,226ウォンと算出されることになる。同様に、田畑の価値については、公益的価値はきわめて微小であるため主として経済的用途で活用されることが見なすことができ、2009年度の単位面積当たりの土地生産性は10アール（1,000平

方メートル)を基準として1,229,000ウォンとなる。すなわち、1平方メートル当たりの土地生産性は1,229ウォンと算出され、山林の公益・経済的価値との差はわずか3ウォンとなる。

他方、墓地の価値については、次のように計算される²⁵。まず、法律上、個人の墓地の面積上限は30平方メートルであり、公設墓地・家族墓地・宗中(門中)墓地・法人墓地など集団墓地内の墳墓1基当たりの専有面積は10平方メートル(合葬時には15平方メートル)と規定されている²⁶。したがって、山林に位置する個人墓地1基(30平方メートル)の公益・経済的価値は36,780ウォンであり、集団墓地内の墳墓1基(10平方メートル)の公益・経済的価値は12,260ウォンである。また、田畑に位置した個人墓地1基(30平方メートル)の経済的価値は36,870ウォンであり、集団墓地内の墳墓1基(10平方メートル)の公益・経済的価値は12,290ウォンである。こうして算出された価値は年単位のものであるため、時限付き埋葬制の適用期間である15年で考えると、例えば林野に位置する個人墓地は551,700ウォンの価値を持つ(蚕食する)こととなり、集団墓地内の墳墓を単位とすれば、その1/3水準の価値蚕食が想定できることとなる。

この数値を前提とすれば、上記の法的制限適用以前のものである1999年以前に設置された墳墓(1999年末時点の推計で、2,000万基余り、1,007平方キロメートルにのぼる)についても計算が可能となり、山林墓地基準

で年間1兆2,346億ウォンという数値が算出される。また、2000年から2009年までの墓地については、この間に設置された墳墓数である約120万基を山林個人墓地として計算すれば、年間約411億ウォンと算出される。さらに、2010年以降に新規設置される墓地については、長期的に火葬率を85%と見積もって埋葬者数を年平均73,000人と仮定すると、山林個人墓地基準で計算して年間約26億8,000万ウォンに達することになる。

そして、時限付き埋葬制の適用を受けない1999年以前の墓地の価値毀損は今後も累積的に残ることとなり、2000年から2009年までの10年間に設置された墓地については、時限付き埋葬制の適用を受け²⁷、最終的には破棄されることになるが、それまでの間、最大60年は価値の毀損が続くことになる。また、今後新規に設置される墳墓については、墳墓の累積を考慮に入れる必要があり、最大60年は累積的に墳墓数が増加し、その後は同じ水準で維持されると考えられる。

それらの3種類の推計を合算した時、土地を占有する墓地が「毀損」している価値について、下記の結論が導き出されることになる。

……既存墳墓および新規墳墓によって消失する公益・経済的価値は、年間1兆4,635億ウォンに達して、15年で19兆4,631億ウォン、30年で39兆5,284億ウォン、45年で60兆1,988億ウォン、60年では81兆4,733億ウォンの価値が消失したまま残ることになる。前に言及した通り、ここには

交換価値が全く考慮されていないために、これを考慮するならば、その数値は激増することになるだろう²⁸。

以上は、従来のな墳墓形式である埋葬（土葬）についての推計である。では、近年増加している火葬を前提とするその他の形態による場合、こうした価値毀損についてどのような計算が可能であろうか。

そこで、葬事方法別1基当たりの価値を比較すると、従来のな個人墓地（土葬）に比べて、占有面積という観点から非常に小さな数値が導き出せる。

すなわち、自然葬（火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝生などの下や周辺に埋めて葬る葬法）では、1基当たり0.25平方メートルとして99.16%の価値還元効果を見込むことができる。また、奉安（火葬した遺骨を奉安施設〔納骨堂〕に安置する葬法）の場合、1基当たり0.08平方メートルとして99.78%の価値還元効果を持っているという推計が可能である²⁹。

そして、ここまでの議論を踏まえて、キムは3つの政策提言を行なっている。第一に、上記で試算した「天文学的な墓地の価値蚕食」についての国民の積極的な認識の改善、第二に、公益価値毀損の責任としての墓地税または手数料の徴収、そして第三に、埋葬と自然葬の折衷案についての模索である。このうち、第二の墓地税・手数料は、「国民誰もが享有する権利がある環境という公共財を、墳墓を設置する特定人だけが数十年間使用するとい

う恩恵」の代価として、「毀損された環境を復元するために今後必要とされる財源」を、その受益者である墓地設置者の負担に回すというものである³⁰。なお、その実施のためには全国墓地一斉調査の実施が必要であり、その調査結果を基にして、国家的次元での墓地管理が実現されなければならない、とされる。また、第三の埋葬と自然葬の折衷案については、墓地面積の拡大を抑制し、墓地管理の持続を可能にするために、既存の個人・家族・門中墓地に子孫の火葬遺骨を埋めて自然葬地へと転換するように誘導し、この場合には埋葬期間を延長するものとするのが提案されている。

こうしたキムの政策提言が意図するところをまとめれば、「墓地による国土の価値毀損を阻止し、自然環境を保全するためには、新規墳墓に対しては埋葬（土葬）抑制策を用意し、時限付き埋葬制の適用を受けない既存墳墓に対しては改葬後の自然葬化を誘導すべきである」ということになろう。墓地による国土の毀損を「土地の価値」という観点から分析し、そうした価値毀損の阻止＝墓地面積の拡大抑止の観点から、自然葬の導入を提言するという議論の構成には、自然葬にまつわるチョドクヨン・イムイテクや安佑煥が行なっている議論を継承しつつも、キムギョンレ独自の特徴的なあり方を見出すことができる。

Ⅲ 韓国「自然葬」論の文脈

前章では、「自然葬」に関連した韓国の主要研究の議論を概観した。そこで見た韓国の

「自然葬」議論の特性について論じるため、本章ではまず、日本における「自然葬」についての議論の文脈について見ておきたい。

1. 日本の「自然葬」

金セツピョルは、1991年に「自然葬」を提唱した「葬送の自由を進める会」に対する参与観察を通じて、日本社会において「自然葬」に与えられた社会文化的な意味について考察を加えている（「自然葬の誕生—近代日本的価値の拒否—」『総研大文化科学研究』第8号、2012）。

論文の冒頭で金は、「本稿の目的は、日本社会において自然葬という新しい葬送儀礼に与えられる意味を社会文化的コンテクストから明らかにすることである」と述べた上で、葬送儀礼をめぐる日本社会の変化を次のようにまとめる。

近年、「〇〇家代々の墓」という墓の形が見直されている。江戸期から明治期の初め頃に地縁・血縁を基盤とする墓、つまり居住地域の旦那寺に設けられ、長子によって継承される従来の墓は、もはや現状に適合しなくなっている。このような変化は、これまで家族構造の変化と人口移動といった背景から説明されてきた。既存の墓の無縁化および、墓を購入しても継承者がいないという現象が増えているということである。そこで継承を前提としない合祀墓、永代供養墓、そして海、山などに骨灰をまく自然葬のような新しい選択肢が現れたとき

れる³¹。

このような理解を前提として金は、自然葬を推進し、実施しているNPO法人「葬送の自由をすすめる会」に注目し、文献調査・参与観察およびインタビューを通じて、日本社会における自然葬の意味について考察していく。

1991年に自然葬を提唱した「葬送の自由をすすめる会」は、以来、2009年8月現在で会員数15,631人、自然葬実施回数は山・海・空などでの散骨を合わせて1,474回(2,501人)に達しているという³²。

このように、日本において自然葬を活発に実施しているNPO法人「葬送の自由をすすめる会」の理念について、金は次の2点を指摘する。

第一に、「家」からの自由としての「死後の自己決定権」である。「すすめる会」においてそれは、「家」から「個人」の自由を獲得することを意味するとされる。つまり、下記のような会の結成趣意書にある文言は、単なる個人主義ではなく、家族国家イデオロギーの根幹としての「家」制度からの解放と位置づけられているのである。

私達は、なによりもまず、死者を葬る方法は各人各様に、亡くなった故人の遺志と故人を追悼する遺族の意思によって、自由に決められなければならないと考えます。ですから私たちは、環境問題や社会問題だけから葬送の自由を主張するものではな

く、墓を造る自由を否定するものでもありません³³。

また、会が現行の「墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）」を問題視するのは、そのような文脈から、現行法が家族国家イデオロギーのもとに成立していると理解しているためであるとされる³⁴。

第二に指摘されるのは、環境を破壊せず、「自然の理」にかなった葬法を推進するものという、「自然葬」への意味付けの特徴的なあり方である。それは、墓地建立の環境的破壊の側面を訴えながら、環境としての自然に遺灰を返し、海や山といった自然（nature）に融合する本来のあり方（自然）こそが自然葬である、という理想化・観念化につながっていくとされる³⁵。

そのような会の趣旨に賛同して自然葬を選択するに至った会員へのインタビューを通じて、そこに見られる認識構造を検討した金は、語り手たちが総じて自らの生きてきた敗戦と戦後の民主化、大量消費社会化、国際化の時代を振り返り、家制度や国家権力に否定的で自省的であろうとしていることを見出し、彼らの自然葬の選択に「近代日本的価値の拒否」という意味付けが潜んでいると考えるのである。

……「すすめる会」の運動を貫通するマスター・ナラティブは、現在の墓と送葬のシステムは送葬における個の自由を抑圧するもので、自然葬は「家」、さらには国家権

力からの自由の表現であり、主体的で民主的な葬法であるということであろう³⁶。

そのように近代日本的価値を拒否する彼らは、まず自由意志をもった主体的な個人への渴望を持ち、また合理主義を信奉する。前者については、資本主義社会における「送葬の商業化」への反発がしばしば指摘され、商業資本によって機械的に死が処理されていくことに対して嫌悪感を読み取ることができる。また後者については、既存の仏教式葬儀や墓への批判から、墓はどうせ無縁仏になるからわざわざ立てる必要はないという立場に立ち、最終的には「自然回帰」を強調する結論へと向かうことになる³⁷。

2. 韓国の「納骨堂」と「自然葬」との間

では、このような日本的「自然葬」における意味付け——「近代日本的価値の拒否」という観点を踏まえたとき、韓国的な「自然葬」の特性をどこに見出すことができるだろうか。

ここで参照したいのが、韓国において1990年代から本格的に導入された「納骨堂」で見られる儀礼・追慕の形式の変化と、生と死が交錯する空間としての「納骨堂」の意味や機能について考察を加えた丁ユリの研究である（「韓国の大都市とその周辺部における納骨堂——儀礼・追慕の形式の変化と新しい死と生の空間の形成」『死生学研究』第17号、2012）。

1990年代後半、火葬率の急速な上昇にと



写真3 納骨堂(忠清南道洪城郡・洪城追慕公園内、ともに2011年1月22日、著者撮影)

もなって導入された、各種の新たな火葬後の遺骨の処理方法として現在、最も利用率が高いのが納骨堂である。この、従来式の埋葬墓地(土葬式埋葬墓地)に代わる新しい墓地の形としての納骨堂が、主として都市部の新しい形式の墓地として普及することによって、墓地の持つ意味や機能にも変化が生じているように思われる、とする丁は、納骨堂において儀礼と追慕の形式に生じる変化、および死と生の交錯する空間として納骨堂が担いつつある意味や機能、そして納骨堂の普及に伴って生じた墓地の持つ意味や機能の変化について、考察を進めていく³⁸。

この研究で注目される納骨とは、どのような葬法であるか。それは、火葬率の上昇に伴って多様化された遺骨処理方法の一つであり、火葬遺骨を骨壺に入れ、個別もしくは夫婦単位に仕切られた納骨壇に収めるものである。そのような納骨壇が設置される建物施設が納骨堂であり、近年では「奉安堂」と呼ばれることが多い³⁹。火葬後の遺骨の扱いとしては、いわゆる「自然葬」も含めた中で、この納骨堂方式が現在、最も普及していると言える。

……1991年には17.8%に過ぎなかった全国平均火葬率が、2005年にはついに埋葬率を追い抜き(52.6%)、2009年には65%にまで伸びた。そして火葬後の遺骨の処理方法においても、従来の散骨(「自然散骨」)一辺倒から脱し、納骨堂、納骨墓など様々な形の納骨方式や樹木葬、海洋葬など新しい形の散骨方式(「施設散骨」)へと多様化しつつある。その中でも現在、最も利用率が高いのが納骨堂である⁴⁰。

納骨堂そのものは、以前から存在した形式であるが、需要の高まりとともに公的予算が投入され、また民間事業としての業者の参入もあって、新しい墓地としての普及が進んでいるとされる。

90年代前半までの納骨堂はほとんどが公営施設で、無縁者の遺骨を安置する陰鬱な場所として捉えられていた。また、納骨堂の需要も少なかったため施設への投資も

あまり行われていなかった。しかし90年代後半以降、政府と自治体は火葬の普及のために火葬及び納骨施設に膨大な予算を投入し、これらの施設を衛生的、現代的、美的な観点から改善した。さらに、2001年には民営納骨堂の設置が許可制から申告制へと代わり、多くの宗教団体や民営業者が競って納骨堂事業に参入し始めた。このようなインフラ改善を背景に、納骨堂に対する社会的認識も大きく変わり、とくに、火葬率の増加が著しい大都市とその周辺部で、納骨堂は現在、従来の埋葬墓地（土葬式埋葬墓地）に代わる新しい墓地の形として広まりつつある⁴¹。

そのように普及しつつある納骨堂を通じて、従来の墓とは異なる「新しい死と生の空間」が生成されつつあるとする丁は、その内容として具体的に、(1) 宗教団体の納骨堂におけるそれぞれの礼法に則った儀礼儀式的執行など、信仰の実践空間としての納骨堂、(2) 死について考える機会と場の提供など、死の教育空間としての納骨堂、(3) より親近感のある文化空間というイメージの創出など、文化空間としての納骨堂、という3つの側面に注目する。これらの機能を持つ納骨堂とは、言い換えれば、それは「死者とのコミュニケーションの場として、またグリーフケアの場としての機能」を併せ持つ葬墓施設であり、急速に変容しつつある韓国における、葬墓文化に関する「模索の結果として理解する」ことが可能であろう⁴²。

では、このような「納骨堂」の積極的な意義に着目する丁ユリの立場から、本論が注目してきた「自然葬」は、いかに論じられるだろうか。

現在、韓国における火葬後の遺骨処理方法で最も高い比率を占めているのは、火葬した遺骨を納骨堂に安置する方法であるが、最近徐々に増加しつつあるのが、墓を作らないか、あるいは最低限の標識だけを残す「自然葬」の方法である。

自然葬が増えつつある理由については、以下の要因が考えられる。第一に、自分の居住地域内に「嫌悪施設」を設置することに反対する地域住民との葛藤により、大都市やその周辺部に利用料の安い公営納骨堂を設置することが非常に困難である点。第二に、民営納骨堂を中心に納骨堂の施設が高級化するにつれ購入・管理の費用が上がり、経済的な負担として作用している点。第三に、民営納骨堂の場合、カプセルホテルのように利用者が入れ替わる施設ではないため、収益の持続的な創出には限界があり、定員に達した際に業者が放棄する可能性があり、永久的な管理について懸念がある点。最後に、環境問題の観点から考えた場合、将来、無縁集団墓地化する可能性のある納骨堂が果たして自然に親和的かという疑問が生じている点である⁴³。

韓国では現在、最も普及した形式である納骨堂について、丁が上で述べている理由を挙

げて、「自然葬によって取って代わられるべき葬法である」とする議論がしばしば見られる。したがって、韓国で自然葬が増えつつある理由として丁が挙げている理由は、おそらく妥当なものである。しかし、主として経済的な論点から主張されるそのような議論は、それほど単純に受け入れ可能なものであろうか。

丁はこの点について、極めて婉曲的な表現ながら疑問を呈し、自然葬の増加については自身が議論してきた「墓地の機能や意味」といった観点とは異なる要因の影響であろうことを示唆している。

……しかし、前述したように、人々が「死者の遺骨を安置し祀る場所であるのみならず、個別の死者を表象し記憶するための装置であり、時には死者の記念物」として納骨堂を求めていると考えるならば、墓を作らない、あるいは最低限の痕跡だけを残すことに留まる「自然葬」の増加には、本論で指摘した諸要因に留まらない、個々人のライフスタイルの変化、価値観の変化、死生観の変化など、様々な要因が作用しているように思われる⁴⁴。

「死者の遺骨を安置し祀る場所であるのみならず、個別の死者を表象し記憶するための装置であり、時には死者の記念物」として有効に働いている納骨堂に注目する丁の立場からは、可能な限り個別の死者の痕跡を残さないことを志向する自然葬が、納骨堂が現在果

たしている機能を十分に引き受けられるとは見なし難いと考えられる。では、その点に関連して、現代韓国における葬法としての納骨堂と自然葬とは、どのような関係にあると考えればよいのであろうか。

3. 韓国の「自然葬」において語られるもの ／語られないもの

先に参照した韓国の先行研究において、丁が目した「納骨堂」はどのように意味づけられているだろうか。

普及が始まってから十数年を経て、公設・私設の納骨堂（現在はもっぱら「奉安堂」と呼ばれる）が各地に建設されている現代韓国において、こうした施設は一般的な「お墓」の形態となっている。だが、こうした納骨堂の普及の一方で、そのことが肯定的に評価されることは、韓国においてはあまりないというのが現状である。

例えば、安佑煥・キムギョンレの論文を参照すれば、次のような記述がすぐに目につく。

政府の火葬奨励政策により、国民は埋葬より火葬を好むことが明らかになった。火葬後の葬法として、今現在としては納骨が最も好まれることが明らかになったが、納骨に対する好感度は中間程度に終わっており、納骨に対して様々な問題点が指摘されていて、今後納骨の長期的普及には限界があることが明らかとなった⁴⁵。

奉安は最も集約的であり、価値損失が少

ない形態ではあるが、奉安のための建物と温・湿度調節装置などといった施設の設置が必須となるので、価値還元効果を相殺させる短所がある。また、奉安をすることもその最終処理は自然葬であるから、その意義は大きくないと言えるだろう⁴⁶。

上記の引用からでもうかがえるように、「納骨（奉安）」という形態への批判は、石造の廟堂（納骨墓）や納骨のための建物（納骨堂）が恒久的に存在することになるという点に、ほぼ集約される⁴⁷。この「問題点」解決のために、土饅頭を作らずに火葬遺骨を直接埋葬する「納骨平葬墓」や「自然葬」などが推奨される、という筋立てが、韓国における「自然葬」論を構成している。つまり、そこで前提とされている「納骨堂の問題点」とは、「お墓」として人工的建造物が長期間にわたって国土の有効利用を阻み、そのことによって土地の利用価値を毀損するところにある。

山林や農地を切り開いて設置される土葬墓への批判から、火葬と納骨がまず推進され、その結果として誕生した納骨堂や納骨墓がまた批判されて、自然葬がそれらの代替策として打ち出される。このような葬墓制度の変遷についての議論においては一見、「自然環境保護」の問題が論じられているように見える。しかし、既に論じたことを繰り返し強調しておけば、韓国の「自然葬」論では、「自然環境保護」が優先されてはいない。議論の重点は「国土の効率的な活用」にあり、そのための方策として打ち出されたのが、「墓地

による土地占有の縮小」と「死者の空間としての墓地の、生者への開放」である。だからこそ、その具体的なモデルとして打ち出されるのが、例えば安佑煥が提示するような「公園として計画的に造成される自然葬地」となるのである。

IV おわりに

日本の「自然葬」論との比較において、韓国の「自然葬」論を考えると、最も留意すべきなのは、環境重視・自然回帰といった傾向は両国とも共通にみられるものの、韓国におけるそれは決して最優先事項ではない、という点である。

韓国的な「自然葬」は、しばしば「墓地の公共空間化＝公園化」を意味し、大規模な造成工事や様々な便宜施設（例えば進入路・駐車場・祭壇・トイレ・休憩施設など）の設置を伴うものとしてイメージされる。これはおそらく、日本的な自然葬イメージとはおよそ遠いものだと言えよう。また、「家」からの自由や主体的個人への渴望を自然葬に投影するといった傾向は明らかに、日本の歴史的・社会的な事情に依存する特殊な文脈であり、韓国の「自然葬」論においてそのような論点が前面に出てくることはない。

韓国の「自然葬」論は、土地の利用の価値の側面における「国土の蚕食」や、墓地難といった政策的課題に対応する代案として、位置づけることができる。そのような「自然葬」論に見える特徴として指摘できるのは、墓地の価値を「ゼロ査定」し、葬礼や葬墓といっ

た文化的な側面から論じられるべき「墓地そのものの効用」を論じない、という点である。

例えば、金セッキョルの研究を通して見た日本の「自然葬」論においては、「自然葬」という行為自体に、「自己決定」や「自然回帰」といった個人が持つ価値観が読み込まれていた。その意味で、日本の「自然葬」には、イデオロギーとしての側面が濃厚に存する。しかし、韓国の「自然葬」論においては、「死者を葬る場」への個人への思い入れといった側面への関心を読み取ることが難しい。その意味で、韓国の「自然葬」は、宗教学のような人文科学ではなく、公共政策学や経済学といった社会科学的な議論の対象となつていると言えよう。

そのような研究のトレンドに対して、金セッキョルが描き出した日本の自然葬に関してのイデオロギー研究的な視点や、また丁ユリが納骨堂についてインタビューに基づく事例研究から描出した儀礼や追慕の形式、あるいは新たな死と生の空間の生成といった視点を、いかに織り込んでいくのか、といった点は、なお今後の課題として残されている。

注

- 1 チョドクヨン・イムイテク「大韓民国葬墓制度に関する研究」(『韓国地籍情報学会誌』第11巻第1号、2009) 128頁。
- 2 同頁。
- 3 同頁。
- 4 風水地理説において理想的な環境とされる「吉地」を意味する。風水思想によれば、そのような条件の整っている地に家を建てたり墓を設けたりすることは、子孫に幸福をもたらすものと考えられる。
- 5 チョドクヨン・イムイテク、131頁。
- 6 チョドクヨン・イムイテク、134頁および135

頁表8参照。なお、火葬率はその後、2008年には60%を超え(61.9%)、2011年には71.1%に達している(保健福祉部2012年9月28日付報道資料)。

- 7 死亡した者に対して、一定期間、常温3～5度で死体を保管する場所をいう(チョドクヨン・イムイテク、140頁「注9」参照)。
- 8 この運動については、中村八重「現代韓国における火葬と「孝」の理念」(『アジア社会文化研究』第2号、2001) 44～46頁参照。
- 9 他方、総合病院内に葬礼式場を設置する例は、韓国内では広く見られる。
- 10 安佑煥「葬事文化の変化にともなう自然葬の研究」(『浄土学研究』第12輯、2009) 304頁。
- 11 若くして親よりも先に死ぬこと。
- 12 安佑煥、304-305頁。
- 13 安佑煥、305頁。
- 14 ただし、こうした法律的定義には、「散骨」を除外することによって、一部ですで行なわれている散骨葬を法規制の枠外に置いてしまうという問題が生じる。また、拙稿「韓国葬墓文化と経済合理性—慶尚南道南海郡を事例として」(『大阪女学院短期大学紀要』第41号、2012)を参照のこと。
- 15 安佑煥、311頁参照。
- 16 土葬墓と納骨墓、そしてその問題点および自然葬との関連については、拙稿「韓国葬墓文化と経済合理性—慶尚南道南海郡を事例として」(『大阪女学院短期大学紀要』第41号、2012)を参照のこと。
- 17 安佑煥、312-313頁。
- 18 安佑煥、313頁。
- 19 安佑煥、314頁。
- 20 本論の文脈における「便宜施設」とは、具体的には、駐車場・トイレ・ベンチ・ゴミ箱などを指す。
- 21 安佑煥、319頁。
- 22 キムギョンレ「墓地の価値に関する研究」(『保健福祉フォーラム』第167号、2010) 86-87頁。
- 23 詳細な計算過程については、キムギョンレ、89-93頁を参照されたい。
- 24 キムギョンレの研究では、山林の公益的価値について、国立山林科学院『山林の公益機能計量化研究』(2005)に基づき、次の7つの機能が挙げられている(キムギョンレ、90頁、「表3」を参照)。
 - 水源涵養機能
 - 山林浄水機能
 - 土砂流出防止機能
 - 土砂崩壊防止機能
 - 大気浄化機能
 - 山林休養機能
 - 野生動物保護機能
- 25 詳細な計算過程については、キムギョンレ、93-97頁を参照されたい。
- 26 「葬事等に関する法律」第18条(墳墓等の占

- 有面積など) ①公設墓地、家族墓地、宗中・門中墓地あるいは法人墓地の中の墳墓1基およびこの墳墓の床石、碑石など、施設物を設置する区域の面積は、10平方メートル(合葬する場合には15平方メートル)を超過してはならない。
- ②個人墓地は、30平方メートルを超過してはならない。(第3項以下省略)
- 27 正確には、2001年1月13日以前に設置された墳墓については、時限付き埋葬制の制限が適用されない。
- 28 キムギョンレ、97頁。
- 29 ただし奉安は、そのための建物と温・湿度調節装置などの設置が必須となり、価値還元効果はその分相殺される。
- 30 キムギョンレ、99頁。
- 31 金セッピーオル「自然葬の誕生—近代日本的価値の拒否—」(『総研大文化科学研究』第8号、2012) 178頁。
- 32 金セッピーオル、179頁。なお、自然葬実施回数については、2010年現在で1,583回(2,805人)となっている(安田睦彦『墓は心の中に—日本初の「自然葬」と市民運動』凱風社、2010、208-209頁)。
- 33 安田睦彦『墓は心の中に』207頁。
- 34 金セッピーオル、180-181頁。
- 35 金セッピーオル、181頁。
- 36 金セッピーオル、185頁。
- 37 金セッピーオル、187-188頁。
- 38 丁ユリ「韓国の大都市とその周辺部における納骨堂—儀礼・追慕の形式の変化と新しい死と生の空間の形成」『死生学研究』第17号、2012) 52頁。
- 39 拙稿「現代韓国における葬墓文化の変容—納骨堂を中心に—」(『大阪女学院短期大学紀要』第40号、2011) 参照。
- 40 丁ユリ、51頁。
- 41 丁ユリ、51-52頁。
- 42 丁ユリ、72頁以下参照。
- 43 丁ユリ、84頁。
- 44 丁ユリ、84-85頁。
- 45 安佑煥、315-316頁。
- 46 キムギョンレ、99頁。
- 47 拙稿「韓国葬墓文化と経済合理性」22頁参照。

The Context of Natural Burial in Contemporary Korea

TANAKA Satoru*

Abstract

In this paper, I provide an overview of the position of natural burial in contemporary Korea and analyze its historical context and present-day meaning. To engage in such an analysis, I consider the themes found in and structure of Korean research on natural burial, presenting the main points of the discussion surrounding the topic. Furthermore, while referencing the debate in Japan on natural burial, I offer some thoughts regarding the particularly Korean meanings given to such practices.

The primary difference between Korea and Japan in research on natural burial is that in Korea there is a tendency not to give precedence to considerations of “environmental preservation.” In contemporary Korea, in order to “make efficient use of the country’s land” and “incorporate spaces of death into the living’s life environment,” places for natural burial must be easy to access as well as comfortable spaces. In some cases, this means the “making of graveyards into public spaces.” In other words, spaces for natural burial are often thought of as places that involve large-scale construction for their development, as well as facilities such as access roads, parking lots, altars, and resting areas. The primary focus of the Korean discourse surrounding “natural burial” is the idea that the “development” of land for natural burials prevents the land’s devaluation caused by graveyards and leads to its efficient use as a space for the living. In other words, this discourse can be understood as presenting alternative plans, in terms of utility value of the land, for policy issues such as graveyard shortages and “encroachment on the country’s land”. It is characterized by an appraisal of graveyards as having no value and no discussion of “the utility of graveyards themselves” from cultural perspectives such as funeral rites and affection for the departed.

Therefore, it is hard to detect any interest in this discourse regarding the

* Assistant Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

emotional involvement of individuals in “places to bury the dead.” In this sense, natural burial in Korea is the object of social sciences such as public policy and economics rather than fields in the humanities such as religious studies.